

## 答申第5号（概要）

1 件名 医療事故報告書に至る全ての記録と回議書等

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成23年9月16日

4 原決定年月日 平成23年9月28日

5 決定の内容 不存在決定

6 異議申立て年月日 平成23年10月11日

7 不存在決定理由

医療事故報告書に至る記録と回議書は作成しておらず、また、あなたに関する個人情報ではないため

8 異議申立ての主旨

本件不存在決定の取り消しを求める。

9 諮問年月日 平成23年10月17日

10 答申年月日 平成24年3月29日

11 審査会の結論

本件不存在決定を取り消し、改めて対象公文書を特定し、高知県個人情報保護条例第20条第1項の決定を行うべきである。

12 審査会の判断概要

当審査会としては、異議申立人の開示請求の趣旨が、必ずしも形式上の事故報告書の開示にこだわるものでないと判断した。

平成〇年〇月〇日付けヒヤリハット報告書は、「処方箋とカルテの照合を丁寧に行う。（混雑時、確認が不十分であった。）」との記載があることから、先の事故報告の内容も含む公文書と判断できる。

次に、ヒヤリハット報告書が作成された1週間後に開催した医療安全管理委員会の議事録についても、ヒヤリハット報告書に関する記述として、「分析として、カルテと処方箋との記載違い」、「対策として、カルテ、処方箋の照合を確実に行う」とあり、これは調剤誤りに関係する記述であるため、調剤誤りに関する公文書と判断できる。

したがって、ヒヤリハット報告書と医療安全管理委員会議事録は、異議申立人の調剤誤りに関する個人情報を含む公文書と判断されるため、実施機関は本件公文書と特定し、高知県個人情報保護条例第20条第1項の決定を改めて行うべきである。